

議事日程第4号

平成31年3月15日（金曜日） 午前9時40分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第21号 工事請負契約の締結について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について

議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について

日程第4 議案の審議及び採決 6件

議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 指定管理者の指定について

議案第21号 工事請負契約の締結について

発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	伊左次一郎
民生部長	加藤暢彦	建設部長	亀井孝年
企画調整 担当参事	長屋史明	教育参事兼 学校教育課長	山田徹
総務防災課長	須田和男	企画課長	小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長	大鋸敏男
税務課長	中村治彦	住民環境課長	若尾宗久
保険長寿課長	日比野伸二	福祉課長	高木雅春
農林課長	可児英治	上下水道課長	鍵谷和宏
建設課長	筒井幹次	会計管理者	佐久間英明
生涯学習課長	石原昭治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	各務元規	議会事務局 書記	丸山浩史
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 大沢まり子さん、11番 岡本隆子さんの2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第21号を議題として上程し、提案理由の
説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第21号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

お配りしました追加議案つづりの表紙をめくって、1ページをお開きください。

議案第21号 工事請負契約の締結について御説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、御嵩町立伏見小学校空調設備設置工事であります。
2. 契約の方法は、条件つき一般競争入札。
3. 契約の金額は、5,886万円です。

4. 契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町比衣475番地13、株式会社本州緑化建設、代表取締役 中島康雄であります。

続きまして、資料つづりその3をお願いいたします。

表紙をめくって1ページには、3月8日付の工事請負仮契約書、2ページには3月5日に行いました入札執行の結果公表一覧表、また3ページから5ページにかけては伏見小学校の各階平面図、1階から3階までの各階のエアコン設置計画の教室が示してあります。

今回の工事は、主に普通教室を中心に合計で20教室に電気ヒートポンプ式のエアコンを設置する予定でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第6号から議案第11号までの6件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

付託されました事件について報告をさせていただきます。

平成31年3月11日、御嵩町議会議長 山田儀雄様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

平成31年3月7日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成31年3月11日（月曜日）。

2. 審査事件名、議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案

第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査いたしました。

なお、主な質疑は以下のとおりですので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま報告がございました中で、委員会でこれは議論された形跡がありますがけれども、まず議案第7号、国民保険税の訪問徴収事業の現状についての中で国保税の収納率が現在どのくらいであったかということ、それから訪問徴収の割合というのは全体のどの程度であったかということと、それから訪問徴収の成果というのはどの程度であったかと、もし議論されておれば、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

議長（山田儀雄君）

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

訪問徴収事業につきましては、収納率というよりも徴収員の方の活動についてというような議論でございました。徴収員さんが訪問されて徴収していただいているということで、徴収率は上がっているというようなことがございまして、また税務課のほうとの連携をとりながら徴収に励んでいるということでございました。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について、議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

それでは、報告させていただきます。

平成31年3月12日、御嵩町議会議長 山田儀雄様。総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

平成31年3月7日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成31年3月12日。

2. 審査事件名、議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について、議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査を行いました。

なお、主な質疑は次のとおりでありました。後ほどお目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

なお、平成31年3月11日付で平成31年度一般会計予算のうち、民生文教常任委員会が所管する部分の報告書が提出されておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時15分といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第20号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第21号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきまして、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは提案させていただきました議案全てを議了していただきました。まことにありがとうございます。

また、4年間の目標であったかと思えますけれど、議会のほうの基本条例が制定されたということ、今、拍手も出ましたけれど、私も質問をしようかなと思いましたが、それはちょっと禁じ手のようでありましたのでおとなしくしておりましたけれど、まず隗より始めよ、こうした条例ができたことによって御嵩町議会のレベルアップが図られれば、それにこしたことはないということを思っております。私も議員を経験しておりますので、こうしたことに取り組んだという、そのプロセスも非常に大切であったのではないのかなと感じております。本当におめでとうございます。

3月定例会と申しますと、正月気分が抜けたころから実際には予算概要等々も説明をさせていただいたり、その準備をしてきた議会であります。そういう意味では、通常の定例会以上に第1回定例会というのは中身の濃い長丁場の議会であります。そのような中、皆さん、体調を

万全に維持されましてこうして御審議いただいたこと、心から感謝を申し上げます。

イギリスのEU離脱で国民投票というものの真価が問われている、また沖縄の県民投票では、沖縄県という自治体の真価が問われている。実は御嵩町の住民投票が一番すばらしい、基本に沿った住民投票をやったと、そう私は思っております。

住民投票は、直接民主制に諮る以上は、もうその時点で行政は中立に徹底しなければいけない、そう思っております。行政が中立という立場で住民投票を迎えないと、デメリットばかりが議論されることになっていく、これは余りよろしいことではないと思います。物事には必ずメリットもあればデメリットもある、そこで議論がされていくということが本来の形であると。これは、対象が多い少ないの問題ではなく、取り組む側の責任であると、このように思っております。

そういう意味では、沖縄ではデメリットが全てでありましたけれども、メリットも出せよと、私は思っていて見ておりましたし、EUの問題でも、やはり今起きていることは、デメリットの部分が議論されてこなかったと、その結果、イギリスが大変苦しんでいるという状況になったと思います。一時の感情、情緒論だけで議論をしていくと、結論としてはいい結論は導き出せない。住民投票も、やはりそのプロセスが大事であるということを改めて感じておりますし、御嵩町の住民投票がなぜすばりしかつたかということ、実は我々は対外的に伝え切れていないということも自覚をしなければいけないと思っております。自分たちが取り組んだ、その取り組み方以上に内情をきちんと説明していくことによって御嵩町のような住民投票をやるのであれば、直接民主制も悪いものではないということを皆さんに知っていただくようにしていかなければいけないというふうに思います。

いよいよ県議選に始まり、統一地方選、そして御嵩町議会・町長の選挙、参議院選挙と、前半は選挙イヤーとなります。また、4月1日には新元号が発表されます。5月1日に向けて1カ月間、皆さんの中で新しい元号でどのような時代が来るのかということを考えていく、また祝っていく1カ月になるかと思えます。

あと一月半でありますけれど、大きな節目と、ここにいる行政側の職員たちは、多分10連休というのは奉職して以来初めて経験する長きにわたる休暇ということになります。このところ、やはりデメリットの部分も議論をされるようになりました。医院は、医者は、病院はどうなるんだろうとか、行政はどんな手続きができるんだろうかと、いろいろあるわけでありましてけれど、今回は民間も行政も同じように10日間の休みということになりますので、通常なら5月の休日ではない、カレンダーどおりの行政の仕事をさせていただいておれば、連休中にそれを済まそうという町民の方もお見えになるかと思えますけれど、その対応自体が行政もできないという部分がございます。当然、戸籍等々の関係については必ずできるわけでありましてけれど、

どのようなことができるか、どのようなことはできないのかということを含めて町民の皆さんに、でき得れば4月15日の回覧版あたりで具体的に回す予定であります。

皆さんにとっても非常に大切な31年度前半でありますので、健康に留意されまして、お互い頑張るようになっていきたいと、このように思っております。

今、地方議会の議員のなり手が無いということで大変全国で問題になっておりますけれど、最近聞こえてくる話では、どうも選挙には議員の皆さんの場合は、もう手を挙げておられる方もおられるとお聞きしております。

残念ながら、町長選挙については、新聞にも出たんですけど、それ以降いろんな人に対しても、その話は一切出ないというようなことで、無視されているのか、受け入れていただいているのか、よくわからないなということを思いつつ日々送っておりますけれど、議員の皆さんにとっても貴重な選挙、重要な選挙になるかと思っておりますので、これから3カ月余りですが、体調をしっかりと維持されて取り組んでいただくことを祈念申し上げまして、本日、この第1回定例会のお礼の言葉とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして平成31年御嵩町議会第1回定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

午前10時27分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子

署 名 議 員 岡 本 隆 子